

記者発表資料
令和6年11月14日
教育庁文化財課保存活用班
担当 生田和宏 (022-211-3683)
メール bunzaih@pref.miyagi.lg.jp

登録有形文化財（建造物）の登録について

令和6年11月22日（金曜日）、文部科学省文化審議会は、下記の宮城県内有形文化財（建造物）3件を新たに登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申する予定です。

答申の結果、官報告示を経て登録されると、宮城県内の登録有形文化財（建造物）は全218件となります。

記

番号	名称	所在地
1	<small>さいとうけじゅうたくおもや</small> 齋藤家住宅主屋	角田市角田字町
2	<small>さいとうけじゅうたくほこら</small> 齋藤家住宅祠	角田市角田字町
3	<small>さいとうけじゅうたくもんおよ へい</small> 齋藤家住宅門及び塀	角田市角田字町

◆登録文化財制度の概要

登録文化財制度は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成8年10月1日施行）によって導入された制度です。従来の文化財指定制度が、手厚い保護とともに、現状変更を原則禁止するなどの強い規制を行うのに対し、登録文化財制度は、届出制と指導・助言などを基本とする緩やかな保護措置を講じることによって文化財の活用を促し、国や地方公共団体の文化財指定制度を補完するものとなっています。

なお、制度の導入時は建造物のみを登録の対象としていましたが、平成17年の文化財保護法の一部改正により、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも対象が拡大、さらに令和3年からは無形文化財・無形民俗文化財も対象となっています。

● 各建物にかかる問い合わせ先

角田市教育委員会生涯学習課 0224-62-2527

今回登録される建造物の概要

<齋藤家住宅主屋、齋藤家住宅祠、齋藤家住宅門及び塀>

仙台藩角田要害が置かれた旧城下町に立地する廻船問屋や呉服屋を営んだマルキ齋福の四代目、齋藤富吉が建築した商家の邸宅。角田市の中心街を貫く道路沿いに敷地を構える。敷地西半の主屋、北東隅の祠、北東に広がる鑑賞庭園、庭園の北・東・南を区画する塀、南塀西寄りに開く門が一体となり邸宅の歴史的景観をつくる。主屋は宿泊施設として活用されている。

名称	建築年代
さいとうけいじゅうたくおもや 齋藤家住宅主屋	大正5年／昭和50年改修
特徴	
<p>木造平屋建て一部二階建ての南北棟で、屋根は切妻造りの^{さんがわら}棧瓦葺きで庇のみ銅板葺き。東面南寄りに玄関を付す。玄関の西側は畳敷きの3部屋が続き間となっており、東に広がる庭を望むことができる。続き間の西側は閉鎖的で簡素な造りの畳敷き3部屋が連なる。二階は畳敷きの1部屋で柱などの木部を^{すきうるしぬ}透漆塗りとし、^{きおぶち}竿縁^{てんじょう}天井は中央と周囲で意匠を変えるなど意匠を凝らした造りがみられる。</p>	
	
	
【写真：角田市教育委員会提供】	

名称	建築年代
さいとうけいじゅうたくほくら 齋藤家住宅祠	大正前期
特徴	
<p>鑑賞庭園の北東隅に位置する屋敷神の祠。一間社流造で屋根は銅板葺で、擬宝珠高欄が付く縁が廻る。向拝の中央の龕股には渦巻文の彫刻がほどこされるなど、小規模ながら全体的に精巧なつくりとなっている。</p>	
	
【写真：角田市教育委員会提供】	

名称	建築年代
さいとうけいじゅうたくもんおよへい 齋藤家住宅門及び塀	大正前期／昭和40年改修
特徴	
<p>鑑賞庭園の北・東・南を区画する塀がめぐり、南面西寄りに一間の腕木門が付く。屋根は切妻造りの鉄板葺きで、木部は総ケヤキ造り。特に冠木には木目を吟味したケヤキが用いられ、洗練されたつくりとなっている。</p>	
	
【写真：角田市教育委員会提供】	